

「生産者の会規約」

生産者の直売所規定明細

農・魚業：従事者

ふるさと村



“地域活性化支援”

》》『生産者の会』

農業・漁業に従事している方(生産者の方)を「生産者の会」として運営します。



賛同・参加・協力・協賛

賛同・参加・協力・協賛
募集要項

1人でも多くの方に「賛同・参加」していただきたい！！

「生産者の会」運営会則

■ 生産者の会の運営について

1. 生産者の会基本構成の考え方に賛同し、同調の考え方をもち、運営に当たりたい方を全国規模で発掘して行く。
 - ・全国に支部を構築し、運営コンサル、情報交換等の発信基地としての役割を実施する。
2. 地域活性化支援「農のある暮らし」の基本構成の考え方に賛同、参加、協力等してくれる方を会員制度とする。
 - ・生産者の会として、会則を定め実施する。(会則については、別紙参照)
 - ・会として、**個人・正会員⇒入会金:50,000円 年会費20,000円とする。(生産者の会の運営費とする)**
法人・正会員⇒入会金:100,000円 年会費30,000円とする。(生産者の会の運営費とする)
個人・準会員⇒入会金:20,000円 年会費10,000円とする。(生産者の会の運営費とする)
法人・準会員⇒入会金:50,000円 年会費20,000円とする。(生産者の会の運営費とする)
 - ・上記4区分会員制度を実施する。
 - ・準会員については、生産者グループが計画する「こだわり市場」ショッピングモールで販売するだけを目的対象とする制度とする。
 - ・**会員未入会の方は、全て委託販売とする。**

3. 会員を全国から募集する。
 - ・ホームページ作成によるインターネット募集
 - ・チラシ作成による、チラシ募集
 - ・口コミ・紹介等の募集
 - ・地域等の説明会にて募集
 - ・企画イベントによる募集
 - ・その他等の募集

4. 地域活性化支援事業構想の基本的考え方に賛同、参加、協力等してくれるスポンサーを募集する。
 - 【スポンサー協力:募集中♪】

★バナー広告掲載【1口:年間56,700円(消費税込)】
☆スクエアバナーサイズ W125×H125

5. 生産者の会基本構成の考え方に賛同、協力等してくれる他の行政・団体・農家・漁家との提携取組を実施する。
 - ・空き地を有効活用したい方の支援
 - ・環境に配慮した農家・漁家への支援
 - ・荒廃農地の有効活用の支援
 - ・高齢化する農作業への支援
 - ・高齢化する農・漁村との交流支援
 - ・過疎化対策への支援
 - ・農業への希望対策支援
 - ・未使用物件への対策支援
 - ・その他等への対策支援
6. 生産者の会に対する正会員登録特典を実施する。
 1. 地域活性化支援基本理念にもとづいた「農のある暮らし」に参加できます。
 2. 地域活性化支援の会報やこだわり市場の市場情報、取引情報などを定期的にメールマガジンでお届けします。
 3. こだわり市場の会員(学び舎の会)へ、四季折々の農産物や水産物、加工食品を優先販売できます。
 4. 生産者の会と提携している温泉宿泊施設や厚生施設が、特別料金にてご利用になれます。
 5. 生産者の会事務局が企画運営する観光旅行やイベントなどの行事に参加できます。
 6. 生産者の会との提携によって過疎地対策や休耕農地、高齢化対策、後継者問題等の解決ができます。休耕農地を、生産者の会会員に貸し出してみたいはいかがでしょうか？
7. インターネットショッピングモールへ出品ができます。ご自分のお店を開店できます。販売強化の営業促進に繋がります。
8. こだわり市場会員へ、生産工場及び農地圃場の見学イベントなどを実施してみたいはいかがでしょうか。
食の安全・安心を会員の皆さんに知っていただく絶好の機会です。
9. 地域活性化支援事業構想が実施する農業をやってみたいふるさと村会員向けの「農業体験」で、高齢化による労働不足を補ってみたいはいかがでしょうか。
10. 生産者の会と提携している産直「こだわり市場・ショッピングモール」へ出品ができます。
 - a. 直接市場の会員(ふるさとの会)に販売できます。
 - b. 「旬の野菜直売所」への卸販売・委託販売ができます。(別紙参照)
 - c. 生産者の会と提携している飲食店や旅館、宿泊施設、ホテル、専門店などへ卸販売ができます。また、これらの取引先へふぞろい・わけあり・野菜の卸し販売もできます。
11. ショッピングモール「こだわり市場」への出店は全て無料です。
ご自分のお店として、自由に活用できます。～効果バツグン～別紙参照。

「生産者の会」:会則

第一章 総則

第1条[名称] 本会は「生産者の会」と称する。

第2条[所在地] 本会は事務所を宮城県に置く。

第3条[目的] 本会は、地域活性化支援が提唱する「農のある暮らし」に賛同し、生産者の会での果実を農・漁業振興・福祉・介護・各種施設・環境農業・子女の教育などに役立てることを会の目的とします。

第4条[活動] 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行なう。

- (1)前条の目的の為、環境に配慮した、農・水産物、農・水産加工および有機農産物、特別農産物の生産への取組を行い、農・水産物の提供を行う。
- (2)前条の目的に合った生活のあり方、生産技術の提案及び研究とその参加交流。
- (3)前条の目的を達成するための他の団体及び機関との提携と連帯。

第二章 会員

第5条[会員の種類] 本会の会員は、個人会員・法人会員・準個人会員・準法人会員の四種類とする。

第6条[会員の資格]

- (1)会員は、地域活性化支援が提唱する「農のある暮らし」に賛同し、「生産者の会」内部農・漁業指導監査委員会のメンバー1名以上の推薦にて、入会手続きをとるものとする。
(付随) 新規加入者に置いては「生産者の会」の内部農・漁業指導監査委員会で会員資格を検討し、加入可否を決定する。
- (2)会員は、本会の会則や目的に承認・賛同し、所定の会費を納め会員として登録された者とする。
- (3)会費は、生産者の会
個人正会員:入会金 50,000円 : 年会費 20,000円
法人正会員:入会金 100,000円 : 年会費 30,000円
個人準会員:入会金 20,000円 : 年会費 10,000円
法人準会員:入会金 50,000円 : 年会費 20,000円
- (4)会費の現金預かりは禁止する。
- (5)申込者は、本人が生産者の会が指定した金融機関に会費を納めるものとする。
- (6)振込み手数料は申込者が負担する。
- (7)会員期間は登録日より一年間とする。
- (8)会員期間満了一ヶ月前に事務局より更新の連絡をする。
- (9)入会された会員の方は、任意脱退の場合には、1ヶ月前までに文書で連絡するものとする。
- (10)更新手続きを怠り満了日より一ヶ月を過ぎた場合は、新たに入会手続きが必要とする。
- (11)正・準会員は、生産者の会が運営する産直「旬の産直市場ショッピングモール」に出店する資格を持つことができる。
- (12)正会員は、生産者の会が運営するショッピングモールに無料出店する資格を持つことができる。
- (13)正会員は、生産者の会が企画するイベントを共同で運営する資格を持つことができる。
- (14)正会員は、一定の条件の基に生産者の会支部を運営する資格を申請することができる。

第7条[会員資格の喪失]

- (1)個人会員の場合、本人の退会または死亡。
- (2)本会の解散
- (3)加入脱退は自由とする
- (4)会に対して損害を与えた場合
- (5)法人会員の場合、会社解散
- (6)任意脱退の場合には、入会金、年会費は返還されないものとする

第三章事業

第8条 この会員は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 販売向上のための農業流通研修会の実施。
- (2) 野菜作りを通した農業研修制度を導入し、新規就農者育成の実施。
- (3) 農作物の生産講習会の実施。
- (4) 産直・こだわり市場直売所のイベント。

(付随1)

1. 委託販売について(準会員)

こだわり市場への販売だけを目的に、生産者独自の栽培で、こだわり商品として出品を考えている方を対象とする。

◆直売所手数料については、

- ① 委託手数料30%
 - ② 買取(価格については交渉による)及び消費税とする。
- (付随2) 荷姿及び価格については、別途通達いたします。

2. 買取販売について(正会員)

ア) 生産者の会を塾得した生産者を対象に、指定堆肥及び肥料を使用した栽培方法を用いて、生産者の会の農業指導による商品を対象に仕入れ購入とする。

イ) 生産者の会を塾得した生産者を対象に、アグリ商会から指定した商品に対して、委託生産契約を依頼するものとする。(価格、栽培面積、栽培期間等については、要相談とする)

別記

- a 輸送形態は、野菜コンテナで行う、コンテナには、「名前・納品伝票」等を必ず記入する。
- b 明細については、日毎売記入の様式で行います。
- c バーコードについては、指定のバーコードを用いていただきます。事務局に申し出ていただければ、作成してお渡しいたします。納品時必ず貼り付けて、納入をお願いいたします。(不備の場合は返却)
- d バーコードの作成は、50枚以上でお願いいたします。
- e バーコードは、売上点数×2円で清算致します。(料金精算時)
- f バーコードの金額訂正は、赤ペンで線を引いて、上に訂正金額をお書きください。レジで処理いたします。
- g 生産者売上精算については、毎月15日締めの月末日支払、月末締めの翌月15日支払いとさせていただきます。(月2回締めと致します。)
- h 支払清算については、すべて振込といたします。(振込手数料については生産者負担とさせていただきます。尚、売上が3,000円未満については、3,000円以上になった月日にて、振込を実施させていただきます。)
- l 販売卸、委託用のワッペンシール 100枚単位以上でお願い致します。(シール価格は別途ご連絡)

(5) 仕入販売については、生産者の会(運営会社)が認めた生産者についてのみ、協議によって仕入単価を決定するものとする。

(6) 直売所にて、イベント開催・販売応援等を計画実施する場合は、1ヶ月前までに、本部に実施計画書を提出して頂きます。

(7) その他、目的達成に必要な事項。

※運営会社より仕入支払日は毎月末日締めの翌月末日支払いとする。毎月10日までに請求書を本部までに提出して頂きます。10日過ぎの場合には、翌月日に回りますのでご了承下さい。

第四章 総会

第9条[総会の権限] 総会は本会の最高決定機関である。

第10条[総会の招集・告知]

- (1) 定期総会は年1回、会長が招集する。
- (2) 臨時総会は、会長が必要と認められた時、随時招集する。また、会員総数の5分の1以上の署名をもって請求があった場合、会長は臨時総会を招集しなければならない。
- (3) 会長は、総会の日程、議案、その他必要な事項について会員に事前に告知する。

第11条[総会の議決] 総会は次のことを決定する。

- (1) 活動報告及び会計報告 (2) 活動方針、委員会設置及び予算 (3) 役員の選出
- (4) 本会会則の変更 (5) その他必要な事項

第12条[議決の方法] 総会の議決は、総会出席者のうち個人会員の3分の2以上の承認を必要とする。

第五章 役員及び組織

第13条[役員] 本会は次の役員を置く。

- (1) 会長 (2) 副会長 (3) 事務局長 (4) 理事 (5) 監事 で構成し顧問を置き随時開催します。

第14条[役員の選出]

- (1) 会長及び副会長は理事会の推薦を受けて総会がこれを承認する。
- (2) 理事は会員の中から総会において選出する。

第15条[役員の職務]

- (1) 会長は本会の業務を統括し、この会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長は会長及び副会長を補佐し、本会の業務を統括整理する。
- (4) 理事は会長及び副会長を補佐し、理事会の決議に基づき日常の事務を処理する。

第16条[理事の職務]

理事は理事会を組織し、この会則に定められるもののほか、総会において議決されるべきものとされた事項以外の事項の議決及び業務の執行にあたる。

第17条[監事] 監査は民法59条に定める職務を行なう。

第18条[役員の任期] 本会の役員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

第19条[本部]

- (1) 本会の事務を遂行するため事務局本部を設け、事務局長その他所要の職員を置く。
- (2) 本部の下に総支部・支部を置き、各地の本会活動拠点とする。

第20条[本部の組織及び運営]

- (1) 本部の組織及び運営に関し、必要な事項は理事会の議決を経て、会長が定める。

第21条[理事会の構成] 理事会は、第13条で定める役員によって構成される。

第22条[理事会の招集と開催] 理事会は会長が招集する。また役員3分の1以上が必要と認められた時は、会長は理事会を開催しなければならない。

第六章 資産及び会計

第23条[本会の資産] 本会の資産は次の各号によって構成される。

- (1) 年会費に伴う収入 (2) 寄付金 (3) その他の収入

第24条[本会の経費] 本会の経費は前条の資産の内より支弁する。

第25条[資産の管理] 本会の資産は理事会の定める方法により会長が管理する。

第26条[会計年度] 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第七章 会則の施行

第27条[会則の施行] この会則の施行について必要な細則は理事会の議決を経て会長が定める。

付録

会費振込先: **金融機関: 七十七銀行** 荒町支店 普通預金: **5012868** 名義: **コミュニティデザイン** ゴウドウカイシャ